



第3 基本施策

- (1) 100年先を見すえた森林づくり
- (2) 市産材利用に向けた木材産業づくり
- (3) 森林・林業を支える人づくり

○推進体制

基本施策中の〔取組〕における文章表現は、次のとおりとしています。

○原則として

- ・主として市が取り組む場合は 「～を行います。」
又は「～します。」
- ・主として市と市民・事業者などが協働して取り組む場合は 「～をすすめます。」
- ・主として市民・事業者などが取り組む場合は 「～を促進します。」
- ・方法など未定であるが取り組む場合は 「～について検討します。」

○例外として

- ・文章の末尾が「確保」「向上」などの場合は 「～を図ります。」

※ ☆は、既に森林環境譲与税を活用している事業又は森林環境譲与税の対象となりうる事業



■ 第3 基本施策



(1) 100年先を見すえた森林づくり

① 木材生産区域の整備、拡大

〔課題〕

【森林境界の明確化】

- 森林所有者や地域森林精通者（地域の森林を良く知る人）の高齢化・不在化、相続による所有権の分散化等により、境界（所有界・施業界）の不明森林や所有者の探索が困難な森林が増加しており、必要な森林施業や木材利用が困難になっています。この森林境界・森林所有者を現地で確認し、杭を設置の上、森林境界情報として蓄積することが必要となっています。

【施業の団地化】

- 林班単位の面的にまとまりを持った森林区域が森林経営計画作成の要件であり、森林経営計画を作成し、施業の団地化をすすめるためには、地域がまとまりをもって団地化や作業道などの整備や森林施業を進めるための調整組織や人材が求められています。

【着実な森林経営計画の推進】

- 既存の森林経営計画のうち、約7割の森林が境界不明であることから、地籍調査などで集中的に境界明確化を行いながら、着実な森林整備を進めることが必要となっています。
- 荘川町内において、民有林と国有林が一体となった間伐等を推進するための森林整備協定である「高山市一色・山中山地域森林整備推進協定」（平成23年度～）が締結され、民国連携による森林整備が進んでいますが、地域の林業振興という視点での取組につながっていない面があるため、関係者間での調整が必要となっています。

【活かす森林経営計画の作成】

- 木材生産区域内には、計画作成可能な森林があり、安定的な森林経営を行うため、木材生産を目指して新たに森林経営計画を作成することが必要となっています。

【路網の整備】

- 市の林内道路密度（自動車道と公道の計）は、14m/haと岐阜県平均の15m/haを下回っています。今後、森林整備、木材生産を促進するため、高性能林業機械の活用と合わせ、林況・地形・地質に応じた作業道の開設により路網密度を上げていくことが必要となっています。

【林道・作業道の適切な維持管理】

- 市が管理する林道（275路線・延長598km）を生活道として利用されている林道と森林整備に直結した林道に分類し、それぞれの性質に応じた維持管理が必要となっています。
- 適正な森林管理・効率的な木材生産をすすめるため、林道との連携により機能が発揮される作業道の適切な維持管理が必要となっています。



■ 第3 基本施策



【高性能林業機械の導入】

○伐倒、集材、造材、搬出、トラック積載といった素材生産の一連の作業のうち、高性能林業機械による効率化は一部において進んでいます。素材生産の低コスト化や森林技術者の労働効率・安全性を改善するためには、事業体の規模や作業条件に合った高性能林業機械の導入が必要となっています。

【森林所有者の森林経営意欲の喚起】

○木材価格の長期低迷や小規模森林による林業採算性の低下のため、森林所有者の森林管理・経営意欲が減退しており、森林管理・施業の集約化による管理コスト削減が課題となっています。

【市有林内における森林整備】

○市有林のうち、一般に間伐対象とされる3齢級～9齢級に達している森林が約900haあり、約500haが未整備であるため、早急に間伐をすすめる必要があります。

○市有林を活用した都市部との交流をすすめるため、森林を軸とした連携継続が必要となっています。

【広葉樹の活用】

○資源は豊富でありながら、利用率が低く、大半の活用方法がチップや薪などに限定された広葉樹について、新たな用途を研究・開拓し、利用を拡大していくことが必要となっています。

【林齢の平準化】

○継続した森林経営や安定的な木材生産を推進するため、適切な伐採と再生林を促進し、林齢構成を平準化していくことが必要となっています。

〔取組〕

ア 森林境界明確化の推進

【地籍調査による森林境界明確化の実施】

○森林経営計画が作成されている区域においても、境界が不明確である箇所が存在し、森林整備や路網整備が進まないため、県が策定する第7次地籍調査10ヶ年計画に基づき、土地所有者及び境界の確認をすすめます。

【森林情報の管理体制の整備】☆

○森林情報管理システムを整備・活用し、整理した所有者情報を境界明確化に役立てます。

○森林情報管理システムにレーザー測量データを取り込むことにより森林資源量を把握します。

○林業事業体と連携してGPSやデジタルコンパスを活用し、高精度で効率的な森林境界測量をすすめます。

○境界明確化の成果品や測量結果、施業履歴などを森林情報管理システムに反映して、森林情報の一元管理体制をすすめます。



■ 第3 基本施策



森林境界明確化



森林境界明確化 地元説明会

イ 森林経営計画による木材生産に向けた森林整備の促進

【森林整備と木材生産の促進】

○森林経営計画の精度を高め、計画的な森林整備を促進し、木材供給量の拡大をすすめます。

【高性能林業機械の導入促進】

○素材生産の低コストや森林技術者の労働環境を改善するため、高性能林業機械の導入を促進します。

【森林共同施業団地】

○森林整備推進協定に基づく、森林共同施業団地について、民有林と国有林を一体として効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組みます。

【木材生産区域の拡大】

- 林業経営に適した森林については、森林経営計画の作成を促進し、木材生産区域を拡大します。
- 森林情報管理システムの活用により、間伐の必要な森林を特定し、森林経営管理法により管理権を設定した森林については、間伐施業地の団地化をすすめます。

ウ 間伐の促進

【間伐の促進】

- 林内路網の整備や高性能林業機械の導入により、搬出間伐を促進し、より一層の木材生産をすすめます。
- 森林整備や作業道の開設・修繕に対する助成について、間伐対象齢級の引き上げなど既存の制度の見直しを検討します。

【下刈り、除伐など適正な森林整備の促進】

- 植栽した木を健全に育成するための下刈り、除伐など適正な森林整備を促進します。
- 森林整備を促進するため、「緑の保全事業」により国・県の間伐などの補助事業に市独自の高



■ 第3 基本施策



上げを行い、所有者負担の軽減を図ります。

【森林所有者への働きかけ】

○座談会や市のホームページ・広報を通じて、森林所有者へ森林整備の働きかけを行います。

エ 路網整備の促進

【林内路網の整備】

○林道と作業道の利便性を向上し、効率的に森林施業や木材搬出が行えるよう、林道と作業道を適切に組み合わせた林内路網整備をすすめます。

【作業道の補修・修繕】

○県の補助制度等の活用による損傷した作業道の補修・修繕を促進します。

【林道などの維持管理】

○効率的かつ効果的な林道などの維持管理を行うため、林道などを利用して森林施業を実施する区域において、森林経営計画期間内に森林施業の予定がある路線を優先して維持管理をすすめます。



林道の開設状況



作業道の開設状況

オ 広葉樹施業の推進

【広葉樹材の生産】

○樹種や径級などの需要に応じた広葉樹材を育成するため、人工林と一体的に施業できる区域において、県の指導による広葉樹林施業をすすめます。

カ 主伐再造林の促進

【主伐再造林の促進】

○人工林の齢級構成の平準化を図るため、主伐と再造林による若返りを促進します。



■ 第3 基本施策



キ 市有林の活用

【市有林の整備・活用】

- 広葉樹施業、主伐再造林など新たな森林整備を展開するにあたり、地域林業のモデル林・試験地として、市有林を活用し、効率的な施業方法を検討します。
- 市有林の現況を把握するとともに作業路網の整備をすすめ、適切な森林整備を実施します。

【市有林長期施業委託の推進】

- 森林施業の効率化や規模拡大のため、市有林周辺の民有林と一体的に森林経営計画が策定できる林業事業体への長期施業委託をすすめます。
- 林業事業体の民間活力を活用し、市有林を長期施業委託することで、林業事業体の事業地を確保します。
- 5年間の長期施業委託が完了した市有林についても、林業事業体による継続的な森林整備、路網維持管理をすすめます。

【ちよだ・たかやまの森の整備】

- 千代田区との森林整備協定に基づき、カーボンオフセットを目的とした「ちよだ・たかやまの森」の森林整備をすすめます。

② 環境保全区域の整備

〔課題〕

【森林境界の明確化(再掲)】

- 森林所有者や地域森林精通者（地域の森林を良く知る人）の高齢化・不在村化、相続による所有権の分散化等により、境界（所有界・施業界）の不明森林や所有者の探索が困難な森林が増加しており、必要な森林施業や木材利用が困難になっています。この森林境界・森林所有者を現地で確認し、杭を設置の上、森林境界情報として蓄積することが必要となっています。

【未手入れ森林の整備】

- 長引く林業生産活動の停滞によって、山奥の人工林で手入れされていない森林について、森林の公益的機能発揮のために早急な整備が必要となっています。

【国制度による森林の整備】

- 森林経営が行われない森林について経営管理の確保を図ることを目的とした森林経営管理法の施行（平成31年4月）により、森林環境譲与税を活用し、森林経営管理制度に基づく森林整備を適切かつ速やかにすすめることが必要となっています。



■ 第3 基本施策



〔取組〕

ア 森林境界明確化の推進

【森林境界明確化の実施】☆

- 森林経営管理制度をすすめるため、計画的に森林境界調査事業を推進し、森林所有者への意向調査を実施します。
- 効率的な森林施業や木材搬出を実施するため、林業事業者と協力して、森林整備地域活動支援交付金を活用した森林境界の明確化をすすめます。

【森林情報の管理体制の整備】（再掲）☆

- 森林情報管理システムを整備・活用し、整理した所有者情報を境界明確化に役立てます。
- 森林情報管理システムにレーザー測量データを取り込むことにより森林資源量を把握します。
- 林業事業者と連携してGPSやデジタルコンパスを活用し、高精度で効率的な森林境界測量をすすめます。
- 境界明確化の成果品や測量結果、施業履歴などを森林情報管理システムに反映して、森林情報の一元管理体制をすすめます。

イ 森林整備の促進、針広混交林化・広葉樹林化の推進

【間伐の促進】☆

- 森林環境譲与税、県、市の補助制度等を活用した間伐を促進し、健全な森林にします。

【針広混交林化・広葉樹林化の推進】

- 森林の持つ公益的機能を維持発揮させるため、地域の潜在植生を参考に天然更新を主体としつつ必要な植栽を行い針広混交林化、広葉樹林化など多様な森林づくりをすすめます。

【森林経営管理法と森林経営計画の連携】

- 森林経営管理法に基づく、森林所有者への意向調査を実施し、自ら管理する、または林業事業者に森林整備を委託するなど、森林所有者の意向を踏まえた森林の管理を促進します。
- 市から林業事業者体への再委託によって、経営管理実施権が設定された森林について、森林経営計画の作成を促進します。



■ 第3 基本施策



③ 観光景観区域の整備

〔課題〕

【観光道路沿線の整備】

- 多くの人が訪れることで地域の活性化を図るような新緑や紅葉等の美しい風景を形成するため、観光道路沿線の森林を整備することが求められています。

〔取組〕

ア 観光景観林整備

【観光景観林の整備】

- 清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、せせらぎ街道等の観光道路沿線において、景観に配慮した間伐、除伐などの森林整備をすすめます。
- 森林の中で安らぐことを目的としたエリアについては、下刈りや在来種の植栽や歩道の整備等を実施します。
- 観光景観林の新たな候補地選定に向けた検討を進めます。



せせらぎ街道四季の郷（清見町）

④ 生活保全区域の整備

〔課題〕

【里山の適正管理】

- 人家等に接している里山の手入れがされず、倒木により電線や民家にかかりそうな木が各所で見られるため、それらの危険木を除去する等、住民が安全に暮らせるような里山林の整備が求められています。

【獣害の発生】

- イノシシやシカ、クマなどの野生鳥獣が人里付近まで進出して、農産物等の被害が増加しているため、人里と鳥獣の生息域を分ける緩衝地帯（バッファゾーン）の森林を適正に管理することが必要となっています。



■ 第3 基本施策



〔取組〕

ア 里山の保全

【里山の保全】

- 森林所有者や林業関係者に対し、県や市の補助制度等を活用した里山林整備の普及を図ります。
- 清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、人家等に接した森林における危険木の除去を行います。

【野生鳥獣との共存】

- 清流の国ぎふ森林・環境税を活用し、集落周辺における鳥獣の進入を防ぐバッファゾーンを整備し、人と鳥獣の境界を設定します。

⑤ 災害に強い森林の適正管理

〔課題〕

【森林の適正管理】

- 森林所有者の森林を経営・管理する意識の低下や、高齢化、所有者が不明な森林の存在などにより手入れ不足で荒廃が進み、災害に対して脆弱な森林が増加しているため、健全な森林となるような適切な管理が必要となっています。
- 岐阜県森林公社、木曾三川水源造成公社との分収造林契約地について、分収造林の管理コスト上昇等により、森林所有者へ負担割合の見直しが求められており、分収造林地の適正な運用が課題となっています。

【森林被害への対策】

- 近年多発する集中豪雨・豪雪によって山地崩壊や流木・倒木、林道の法面崩壊等が発生し、治山工事や林道修繕工事等による復旧が必要な森林が増加しています。一方、治山事業の実施の前提となる保安林の指定について、森林所有者の協力が得られず復旧が出来ない事例があり、課題となっています。
- カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害が平成21年に市内荘川町で初めて確認され、その後、国府町、上宝町でも発生しましたが、防除対策により現在は、目立った被害は無い状況です。被害拡大に備えて、情報収集や被害拡大防止体制の確保が必要となっています。
- 松くい虫の被害が県南部地域から拡大し、高山市に隣接する下呂市小坂町、郡上市白鳥町まで及んでいます。市内で被害が発生した場合に備えた情報収集や対策の検討が必要です。
- クマやシカなどによる住民への被害や熊剥ぎ被害、シカによる食害など様々な被害が増加しており、被害の状況に合わせた適切な対策が必要となっています。

【違法伐採への対応】

- 森林法に基づく伐採届の提出について、森林所有者や伐採事業者の理解が不足しています。その



■ 第3 基本施策



ため、無届けの森林伐採があるため、一層の周知・指導が必要となっています。

【不法投棄や違法開発への対応】

○山林内の違法開発や不法投棄、山菜・山野草類の無断採取などの被害が発生しているため、被害の抑制に向けて、違法行為である旨を周知し、監視力を高めることが必要となっています。

【外国資本等による森林買収への対応】

○外国企業等による森林買収が全国各地で発生しています。大規模な伐採により水源林の保全機能を損なうこと等が懸念されるため、国や県など関係機関と連携した対応が必要となっています。

○森林法の改正により、平成24年度から新たに森林の土地所有者となった場合、市への届出が義務付けられており、制度の適正な運用により情報収集をすることが必要となっています。

○県は、岐阜県水源地域保全条例を制定し、平成25年度から指定された水源地域における土地取引について、事前届出を義務付け、水源地域における森林整備基準を定めました。県の条例を適正に運用することが必要となっています。

〔取組〕

ア 災害の防止

【災害に強い林道・作業道の整備・維持】

○災害の防止や災害発生時に速やかに対応するために、低コストで耐久性が高い災害に強い林内路網の整備をすすめます。

○地域間を結び市民の生活道としての役割を持つ高規格林道等について、安心して安全な生活の確保を図るため、整備及び維持管理をすすめます。

【人的被害・二次被害防止】

○被害状況を速やかに把握した上で、山地災害に関する情報を市民に提供して注意を促し、人的被害や二次災害の防止を図ります。

【治山事業の推進】

○災害が発生した森林について、速やかに現地調査を行い、県に対して治山事業の実施要望を行います。

○山地災害箇所や発生危険箇所について、地域住民から要望をとりまとめ、緊急度や市民生活への影響度の高いものから優先的に治山事業の実施要望を行います。

○治山事業実施に必要な保安林指定のため、事業対象箇所の森林所有者への保安林指定同意の取得をすすめます。



■ 第3 基本施策



治山工事施工前



治山工事施工後

【被災箇所の復旧】

○国、県等と連携し、災害による山地崩壊、林道災害、倒木被害など、被災箇所の早期復旧を図ります。



倒木の被害状況



山地崩壊の状況

イ 森林の管理

【伐採届出制度の適正な運用】

- 違法伐採を防止し、適確な更新を図るため、伐採届や伐採後の更新の義務など森林計画制度の周知・徹底を図ります。
- 市のホームページや広報を通じて、伐採届出制度を周知し、伐採届の提出を促進します。
- 1 ha 以上の皆伐を実施する箇所（森林法第10条の8第1項及び第15条の届出に係る伐採）に伐採届出旗を設置するよう指導します。
- 違法伐採や違法開発などが発生した場合、県や警察など関係機関と連携して早期解決を図ります。
- 水源の保全や山地災害の防止を図る必要のある森林、観光地の景観保全地域や生活環境保全林などを伐採する場合は、伐期、伐区の分散や小面積化、保護樹帯の適正な配置による伐採を指導し、適切な施業を行っていないと認められる場合は、是正を勧告します。

【森林の土地所有者届出制度】

- 森林法に基づく森林の土地所有者届出制度について、市のホームページや広報を通じて、制度の運用について周知します。



■ 第3 基本施策



【水源保全施策】

- 岐阜県水源地域保全条例に基づく水源地域における土地取引の事前届出と水源地域における森林整備基準の運用について、市のホームページや広報を通じて、周知をします。
- 水道水源の水質の汚濁を防止し、安全で良質な水及び水量を確保するため、水源の保護について必要な事項を定める高山市水道水源保全条例を平成27年度に制定し、水源保全施策を実施しています。国、県の制度との連携も図りながら、水源地域の保全に努めます。

【森林病虫害の被害対策】

- 森林病虫害の被害状況を把握し、市民・森林所有者・林業関係者へ情報提供を行います。
- 松くい虫の被害状況を把握し、市境に近接する地域において被害が発生した場合や市内で被害が確認された場合の対応策について検討をすすめます。
- カシノナガキクイムシの被害地において、くん蒸剤による駆除、伐倒などによる駆除をすすめるとともに、カシノナガキクイムシの被害が及んでいない森林においては、対策を重点的に実施する区域を定め、樹幹注入剤などの予防対策をすすめます。
- 高齢・大径化した森林はカシノナガキクイムシの被害を受けやすいため、森林所有者などに被害について周知するとともに、伐採し若い森林へ更新することを働きかけます。

【獣害対策】

- 野生獣による森林被害の防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや保護資材活用など広範な被害対策をすすめます。
- 特別天然記念物であるニホンカモシカについては、植栽木に対する食害を防止するため、国・県など関係機関と協議の上、最小限の個体数調整を行います。
- クマやシカ、ニホンカモシカなどによる森林被害状況の把握に努めるとともに、国・県補助事業を活用した忌避剤や防獣ネットなど、効果的な防除施策の普及を図ります。

【気象災害・山火事対策】

- 適正な森林整備をすすめ、健全な森林に仕立てることで、大雨や暴風、大雪など気象害に強い森林づくりを進めます。また、被害が発生した場合は、県など関係機関と連携して早期に復旧対策をすすめます。
- 毎年3月の山火事予防運動期間など空気が乾燥している時期については、山林内でのたき火、タバコに注意をするよう山火事予防の啓発をすすめます。
- 森林において火入れを実施する際には「高山市森林等の火入れに関する条例」を遵守するよう、制度及び手続きについて周知をすすめます。



山火事の状況

【分収造林契約地への対応】

- 造林者である岐阜県森林公社、木曾三川水源造成公社に対して、分収造林地の適正な運用や所有者との契約見直し内容の検討を働きかけます。



■ 第3 基本施策



(2) 市産材利用に向けた木材産業づくり

① 市産材の利用拡大

〔課題〕

【市産材の加工流通】

- 市産材の需要に対応した供給量を拡大するため必要な品質・規格を有する安定した木材の確保、市内での流通が課題となっています。
- スギ圧縮材など新しい加工技術の開発が成果をあげており、販路を拡大することが必要です。
- 間伐の遅れにより、大径化した間伐材の搬出が増加していますが、対応できない製材機もあり、今後、対応可能な機械への更新が必要となっています。

【市産材の利用促進】

- 東濃桧に比べ、飛驒の木材は、ブランド力の向上が課題と考えられるため、市外への販路拡大を進めるための方策の検討が必要となっています。
- 市産材の利用拡大に向けて、木材生産から製材、建築、木工業者への木材流通に係る事業間の連携の強化が必要となっています。
- 広葉樹の建築や家具などの用材への利用が進んでいません。

【木造住宅の建築】

- 市産材を利用した産直住宅やエコハウスなどの住宅建築の需要がある一方で、人口減少や少子高齢化などにより全体的な住宅建設戸数の減少が懸念されています。

〔取組〕

ア 市産材のブランド化・高付加価値化

【市産材を利用した住宅等の建築】

- 匠の家づくり支援事業（平成21年度～）、東濃桧と飛驒の杉の家づくり支援事業（平成28年度～）により、飛驒の木材のブランド力や価値を高めることで、市内外の木造住宅や店舗等における市産材の利用を促進します。
- 木材産業関係者と連携して、スギの圧縮材など新しく開発された市産材製品の利用拡大をすすめます。

【市産材の都市部での利用拡大】

- 東京都港区との「みなと水と森ネットワーク会議」（平成22年度協定締結）における国産材活用の取組を通じて、事業者と連携して市産材の都市部での利用の拡大方策を検討します。



市産材を利用した住宅建築



■ 第3 基本施策



イ 市産材の安定供給体制強化

【供給力の強化】

○市産材の利用量を増加させるため、流通の効率化を目指して、素材生産業者・製材業者等との連携体制を構築し、市産材の供給力の強化をすすめます。

【連携による流通の効率化】

○市産材の利用を促進するため、建築・木工業者と連携し、市産材の一層の需要拡大をすすめます。

○飛騨高山森林組合木材製品流通センターをはじめとした市内製材業者が、大径木化した間伐材に対応できるよう、県や加工業者、工務店等と連携し、研究を行います。

② 森林資源の有効活用

〔課題〕

【木質バイオマスの有効活用】

○林地残材や製材端材はチップ燃料、ペレット燃料としての需要の高まりから、木質バイオマス活用促進事業（平成21年度～）にて木質バイオマス利用の普及を図っていますが、より一層、市産材の利用促進を図るため、未利用材（林地残材）の有効活用が求められています。

【広葉樹材の活用】

○市産材広葉樹を使った家具のニーズの高まりから、広葉樹材の安定的生産が求められています。
○家具材など新たな用途に対応するため、需要に応じた樹種・径級の生産が必要となっています。

〔取組〕

ア 未利用材の活用

【未利用材・林地残材等の有効活用】

○ペレット・薪ストーブの導入や薪や、チップ等に活用される未利用材の搬出経費に対する助成を行い、木質バイオマスエネルギーの利用を促進します。

○木質バイオマスエネルギー利用に必要な原料を安定供給するため、間伐や択伐などで発生する林地残材の有効利用をすすめます。

○「自然エネルギーによるまちづくり検討委員会」の意見を踏まえて、木質バイオマス熱利用等、木材を活用した地域でのエネルギー循環について、施策をすすめます。



■ 第3 基本施策



【新製品・新用途の開拓】

○クロモジやヒノキのアロマオイルへの活用など未利用材による新製品・新用途開拓をすすめます。

【木材のカスケード利用】

○高性能林業機械を活用して、伐採木を全幹集材でそのまま林道際まで運び出し、優良材は建築用に活用し、先端部分の細い材や曲り材は合板、木質バイオマス燃料などに利用するなど、木材資源を無駄なく活用していくカスケード利用をすすめます。

イ 広葉樹材の活用

【広葉樹利用の拡大】

○広葉樹材の搬出をすすめるための路網整備を促進し、市内森林の約6割を占める広葉樹林における施業により薪や家具等の利用拡大をすすめます。

○広葉樹の家具材等への転用など利用拡大策を、素材生産者や建築・木工業者などと連携してすすめます。

○パルプ・チップ用材への利用が中心の広葉樹材について、建築用材、家具用材への活用など、高付加価値化をすすめます

【特用林産の利用拡大】

○原木しいたけ・菌床しいたけ・セラミック炭やウルシ、山椒など各地域の特徴ある特用林産物の生産拡大や普及を、県と連携してすすめます。

③ 木材利用に向けた普及啓発

【課題】

【木材の良さの普及啓発】

○匠の家づくり支援事業、東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業で木造住宅等の普及をすすめていますが、木造建築物の良さや、木材利用の大切さなどの一層の普及が必要となっています。

○木のものさし、鉛筆を小学校の新1年生に配り、木の良さの周知と木に親しむ心の醸成を図っていますが、継続的な取り組みが求められています。

【公共施設での木材利用】

○市は、小学校や保育園などの大型公共施設の木造化や内装木質化に積極的に取り組んでいます。公共施設においては、一般に流通する木材の寸法と異なる特殊な寸法の木材を使用することでコストアップに繋がるため、建築コストの削減を図るための工法の検討などが必要となっています。

○中高層の店舗、事務所などの木造化率が低いため、今後建築する場合、木造を選択していただけるよう普及啓発が必要となっています。



■ 第3 基本施策



〔取組〕

ア 木の良さの普及・啓発

【木製品を使うことによるPR】

- 市産材で作成した木のものさし、鉛筆の配布を継続するとともに、様々な機会をとらえて、幅広く木の良さを普及します。

【市産材利用の普及】

- 消費者への市産材利用の普及を産直住宅組合など木材産業関係者と連携してすすめます。

【木と触れ合う機会の提供】

- 公共施設等の木造化・木質化等を通じて、市民が木と触れ合う機会を提供し、木の良さを伝えます。
- 木を使った製品（木のおもちゃ、木工製品）や木造建築物に直接触れたり、製造工程を見学するなどの行事を通じて木製品の良さのPRに努めます。

イ 住宅以外での木材利用啓発

【公共施設等の木造化・木質化】

- 高山市公共施設等木造化方針（平成24年3月策定）に基づき、市産材を利用した公共施設等の木造化・内装木質化、学童机・椅子の更新等を行います。

【中高層の店舗・事務所などの木造化・木質化】

- 木造建築物の心理面、環境面などでの有利さを適切に周知し、中高層の店舗、事務所などの建築物においても、木造化・内装木質化を促進します。



■ 第3 基本施策



(3) 森林・林業を支える人づくり

① 林業の担い手の確保・育成

〔課題〕

【森林技術者の確保と技術継承】

- 平成30年度末の森林技術者数は178人であり、平成24年度の212人に比べ16%減少しているため、森林技術者の確保が課題となっています。
- 平成30年度末の50歳未満の森林技術者は全体の60.7%を占めています。将来的な森林技術者の高齢化に向け、U・Iターンなどによる若年層の新規就業者の確保が課題となっています。
- 高齢化する熟練森林技術者から新規就業者などに対し、高度な技術を伝承する取り組みが必要となっています。

【森林技術者の就業】

- 森林技術者を希望する就業者が少ないため、新規林業就業者を募集するとともに、労働環境の改善の促進など就業者定着への支援が必要となっています。

〔取組〕

ア 新規就業者の確保

【林業・木材産業の魅力を発信】☆

- 林業就業希望者を対象とした就職イベントへの出展やガイダンスへの参加など、高山市での林業就業をPRします。
- 県森林文化アカデミーなどと連携した普及啓発動画の作成や、森林作業の見学会などにより、林業・木材産業の魅力を発信します。
- 就業体験ツアーなど林業・木材産業の体験機会を通じて、新規就業者を確保します。



就業ガイダンス

【関係機関と連携した森林技術者の確保】☆

- 森のジョブステーションや県との連携、国の緑の雇用促進事業などにより、森林技術者の確保をすすめます。

イ 就業者定着への支援

【森林技術者の育成】☆

- 林内路網の開設や伐採・搬出技術などを持った森林技術者の養成をすすめます。
- 県と連携し、森林施業全般をコンサルティングできる森林施業プランナーや岐阜県地域森林監



■ 第3 基本施策



理士の養成をすすめます。

【労働・雇用環境の向上に向けた支援】☆

- 県と連携した森林技術者の就業支援、離職対策について検討をすすめます。
- 労働災害の減少に向けた安全管理や労働条件、給与など、森林技術者が安定して働けるような労働・雇用環境の改善に向けた施策を検討します。

ウ 森林技術継承への支援

【森林技術継承への支援】

- 林業事業体の森林技術継承への取り組みに対するニーズを把握し、支援策について検討します。
- 熟練森林技術者が継続して働き、技術を継承できるような労働環境づくりを促進します。

② 多様な林業事業者への支援

〔課題〕

【林業経営の改善】

- 1 林業経営体当たりの年間林業租収益は低水準であり、林業経営者の経営改善に向けた支援が必要となっています。

【森林組合への支援】

- 飛騨高山森林組合は、森林管理の中核的な担い手であり、組織の強化に向けた支援が必要となっています。
- 森林組合が行う森林整備事業は、国・県・市及び公益社団法人木曾三川水源造成公社、公益社団法人岐阜県森林公社、独立行政法人森林総合研究所からの受注が約7割を占めており、個人所有の山林における森林整備が急務となっています。

【林業事業者への支援】

- 林業会社などの多くは小規模な事業者であり、事業者の約半数が雇用する森林技術者数が5人未満となっています。事業者の健全な経営を維持するための支援や事業量の計画的・安定的確保が必要となっています。

【林業グループ(森林所有者)への支援】

- 森林所有者等で組織する林業研究グループは、施業の新技術の開発や技術の伝承など様々な活動を行っていますが、平成16年度に10あったグループが平成31年度現在7グループとなっており、地域の森林づくり活動を維持するための支援が必要となっています。
- 森林づくりに関する様々な活動を活発化させるためには、森林整備をしても、利益が少ない個人の森林所有者へ支援や森林・山村多面的機能発揮対策交付金等を活用した活動団体への支援が必要となっています。



■ 第3 基本施策



【自伐型林家への支援】

- 森林所有者が自ら森林整備を実施する自伐型林家が生業として成り立つように技術的、財政的な支援が必要となっています。

【林業と建設業の協働による森林づくり】

- 「たかやま林業・建設業協同組合」は、森林技術者が減少する中、建設業と林業が協働で森林づくりに取り組むことで双方の技術習得や安定的な事業や雇用の確保をすすめています。今後は、地域産業の拡大に向けて、「たかやま林業・建設業協同組合」の有する組織力の活用に向けた支援が必要となっています。

〔取組〕

ア 林業事業体への支援

【森林組合等の組織体制の育成強化】

- 県と連携して、経営能力の強化に向けた助言・指導を行います。
- 森林組合・林業事業体などによる森林技術者の確保・育成への取組を支援します。
- 小規模な林業事業体や森林所有者自らが森林を整備する場合など、国・県の補助制度の活用が困難な事業者に対して支援します。
- 林業機械導入に向けた情報などを提供します。

【建設業との協働による森林づくり】

- 林業と建設業との協働による森林施業や路網整備など森林づくりの取り組みや、たかやま林業・建設業協同組合と飛騨高山森林組合との森林整備業務推進体制の連携を支援します。

イ 林業団体グループ、森林所有者などへの支援

【林業グループへの支援】

- 森林所有者などで組織する林業グループは、地域の林業の担い手であり、県などと連携し、活発な活動となるように支援します。

【森林所有者による間伐材搬出の促進】

- 森林所有者に木の駅プロジェクトなどによる間伐材の搬出を通じて、森林、林業への関心を高める施策を実施します。

【自伐林家への支援】

- 県などと連携し、自伐林家に対して、技術的な支援や県・市補助金の活用促進をすすめます。

【地域活動組織への支援】

- 国・県交付金の森林・山村多面的機能発揮対策交付金などを活用した地域活動組織による里山林保全や森林資源の利活用等への取り組みを支援します。



たかやま林業・建設業協同組合
ドイツフォレスター研修会



■ 第3 基本施策



【森林所有者の森林経営意欲の喚起など】

- 県・市・森林組合が連携して森林所有者に働きかけ、森林技術を有する地域の指導林家などの協力を得ながら、森林所有者の森林経営意欲を喚起します。
- 自らが施業を実施できない森林所有者に対し、現地把握・整備方針の決定から施業実施までを行う長期の経営委託を促すため、市、県及び森林組合などが連携して、地区座談会・研修会などを開催します。
- 森林づくりに関する相談や仲介のできる体制を充実して、市民、NPO、企業などによる森林づくりをすすめます。また、指導者の育成を図ります。

ウ 安定的な事業地の確保

【森林経営管理制度の活用】☆

- 新たな森林経営管理制度の運用により、森林環境譲与税を活用した森林整備実施箇所を継続的に確保することによって、林業事業者の施業地を安定的に確保します。

【市有林の長期施業委託】

- 市有林の長期施業委託により、林業事業者の施業地を安定的に確保します。

③ 森林・林業に係る普及啓発

【課題】

【市民との協働による森林づくり活動】

- 市民との協働による森林づくり活動には、ボランティアなどの人的協力と活動のためのフィールドや経費の確保が必要となっています。

【森林に関する普及啓発】

- 市民や森林所有者に森林の働きや大切さを正しく理解していただくことが必要となっています。

【森林環境教育の必要性】

- 「100年先の森林づくり」を見据えた森林・林業に関する知識を持っていただくため、市民や子ども達に対する森林環境教育を広げていくことが必要となっています。

【生活環境保全林の利用】

- 市民や子ども達などの安らぎの場や自然体験学習を行う場として、市内に7箇所の生活環境保全林を設置していますが、利用者の増加に向けて、市民などに周知することが必要となっています。
- 生活環境保全林内の施設の一部は経年劣化が進んでおり、利用者の安全確保を図るため、適正な維持管理を行うことが必要となっています。

【市有林の活用】

- 都市地域の住民との連携による森林づくりや企業などとの連携による森林づくり活動に対する関心が高まっており、森林づくり活動や森林環境学習の場として市有林を活用することが求められ



■ 第3 基本施策



ています。

【木育の必要性】

- 子どもから大人まで、木を身近に使っていくことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる心を育てる木育の取り組みが必要となっています。

〔取組〕

ア 都市部自治体等との森林連携

【都市住民、NPO、企業等との上下流連携による森林づくりを推進】☆

- 下流域の住民やNPO、企業との連携による森林整備や、自然体験学習を取り入れた交流事業への支援をすすめます。
- 森林環境譲与税を活用し、千代田区との連携を深化・多様化させるとともに、他の都市自治体との新たな連携に向けた取り組みをすすめます。

イ 木育の推進

【木育施設の利用】☆

- 「飛騨高山森のエコハウス」を利用した木育行事を継続的に開催するなど、様々な機会をとらえ、多世代を対象とした木育活動を実施します。

【木育・森林環境教育の推進】☆

- 森林・林業に対する理解を醸成するため、学校、市、県、国と林業関係機関が連携して木育・森林環境教育をすすめます。
- 「みどりの少年団」の活動の支援を行います。
- 市と森林組合で構成する「美しい森林づくり実行委員会」において、100年先の森林づくりを見すえた森林・林業に係る取り組み等を周知するためのフォーラムや、森林を活用したイベントなどを開催します。
- 市内木育活動団体などとの協働により、シンポジウムや体験行事を実施します。



こだま〜れ 木育フェスタ

ウ 森林空間の活用(森林環境譲与税対象施策)

【生活環境保全林の整備と利用者の拡大】

- 子どもから高齢者まで、だれもが安全に利用しやすい観光・保健休養の場として、施設の適切な維持管理と整備を行います。
- 施設の利用を拡大するため、ホームページや広報などを活用し、市民や都市地域などへのPRを行います。
- 施設の有効利用を図るため、地域活性化に取り組む団体などと連携して、効果的な活用が図れ



■ 第3 基本施策



るような仕組みづくりをすすめます。

【市有林の活用】

- 大学・研究機関・NPOなどとの連携を図りつつ、市民や都市地域・企業との協働による森林づくり活動及び森林環境学習の場として、市有林の積極的な活用をすすめます。

【いのちの森づくり】

- その土地本来の森をつくることを通じて、森やまち、人や生き物などを愛する心を守り育てていく、「いのちの森づくり」活動をすすめます。



■ 第3 基本施策



○推進体制

① 施策推進のための手法

【高山市森づくり委員会の意見を施策へ反映】

○地域が一体となって森林環境づくりを行うことにより適正な森林管理と充実した林業振興を図るために設置された「高山市森づくり委員会」の意見を、森林・林業施策に反映し、健全な森林づくりと林業の振興をすすめます。

【広範な関係者との意見交換】

○木材関係者、林業関係者など広範な関係者や市民と過去の森林・林業の状況から将来の森林・林業の在り方など、様々な事柄について意見等を伺い、市の林政に反映させるよう努めます。

【情報発信】

○地域やNPO・ボランティアなどによる森林づくり活動などの情報を市のホームページで発信するほか、報道機関と連携して広くPRし、社会的認知度を高めます。

○森林づくりの方針・基準を周知するとともに、共同による施業や境界明確化活動への参画を働きかけます。

○様々な機会や媒体を通して、森林の大切さや森林・林業の現状に関する情報の提供・発信をすすめます。

【市民・森林所有者への普及啓発】

○市民や事業者、関係機関へ森林・林業全般の普及啓発をすすめます。

○国が制定した「山の日」、県が制定した「ぎふ山の日」、「ぎふの山に親しむ月間」などの機会を捉え、森林づくりへの理解を深める普及啓発活動をすすめます。

② 役割分担

【高山市森づくり委員会の役割】

○森林・林業関係者や市民の声を市の施策に反映させるため、市への提言や施策の提案を行います。

○市と連携して、情報発信や市民・森林所有者への普及啓発活動を実施します。

【林業事業者の役割】

○市や森林所有者と連携して、100年先を見すえた森林整備をすすめるとともに、森林技術者など、林業の担い手の確保・育成に取り組みます。

【木材産業事業者の役割】

○市と連携して、市産材の利用拡大、木材利用に向けた普及啓発等に取り組みます。



■ 第3 基本施策



【森林所有者の役割】

- 林業事業者と連携し、森林経営計画の作成や所有山林の管理などに参画します。
- 森林経営管理法に基づき、所有森林の経営管理に関する方針を定め、直接あるいは、市や事業者に委託して森林の管理を行います。

【市民の役割】

- 100年先を見すえた森林づくりを理解し、木製品の使用や木育行事への参加を行います。

【市の役割】

- 国・県など関係機関の指導・助言を受けながら、事業者、森林所有者、市民と連携し、施策をすすめます。
- 高山市森づくり委員、林業事業者、木材産業事業者の意見を踏まえて、施策を実施します。



■ 第3 基本施策



〔基本施策の指標〕

基本施策の実施の目安として、次のとおり、指標を定めます。(表3-1)

[表3-1：施策の指標]

指標名	現状値 (H30)	中間目標 (R6)	目標 (R11)
1. 木材生産量	135,333m ³ /年	149,000m ³ /年	150,000m ³ /年
2. 地籍調査実施面積	19,881ha	24,881ha	29,881ha
3. 森林境界調査事業実施面積	—	1,600ha	4,200ha
4. 森林経営管理制度に基づき市が実施した森林整備面積	—	650ha	2,150ha
5. 市補助を活用した間伐材搬出量	10,800m ³ /年	12,000m ³ /年	13,000m ³ /年
6. 市補助を活用した未利用材搬出量	11,400m ³ /年	12,000m ³ /年	13,000m ³ /年
7. 匠の家づくり支援事業による市産材使用量	1,875m ³ /年	2,000m ³ /年	2,100m ³ /年
8. 森林技術者数	178人	200人	230人

<指標の説明>

- 市内で生産された木材の総材積。
(関係機関、林業事業者、木材流通業者らからの聞き取りにより積算)
- 地籍調査事業が完了した箇所の面積累計
- 森林経営管理制度の推進に向けて森林境界を明確化するために実施した、森林境界調査事業(R1～)の実施面積累計
- 森林経営管理制度に基づき、所有者の意向を受けて市が実施した森林整備面積累計
- 市補助制度：緑の保全事業を使い、間伐事業地から搬出された間伐材の材積
- 市補助制度：緑の保全事業を使い、間伐事業地から搬出された未利用木材の材積
- 匠の家づくり支援事業及び東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業により、木造建築物に構造材として使用された市産材の材積
- 過去1年間に30日以上林業に従事した方の数